

「第六次滋賀県廃棄物処理計画」および「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画」 の素案修正版について【協議】

1 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定した「第五次滋賀県廃棄物処理計画」および食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき策定した「滋賀県食品ロス削減推進計画」が令和7年度末に終期を迎えることから、次期計画（計画期間：令和8～12年度）を策定する。

次期計画では、食品ロス削減推進計画は廃棄物処理計画の別冊として定める。

2 策定スケジュール

年	月	内容
令和7年度	5月	環境審議会長へ諮問
	7月	環境審議会廃棄物部会（基本的な方向等）
	11月	庁議（素案） 環境審議会廃棄物部会（素案および目標）
	3月	庁議（素案修正版） 環境審議会廃棄物部会（素案修正版）
令和8年度 （予定）	5月	常任委員会（素案） 環境審議会廃棄物部会（答申案）
	6月	環境審議会長から答申
	8月	常任委員会（パブコメ案） パブリックコメント
	9月	庁議（パブコメ結果および最終案）
	10月	環境審議会廃棄物部会（パブコメ結果および最終案）
	11月	常任委員会（パブコメ結果および最終案）
	12月	計画策定

※県、市町、一部事務組合で構成する滋賀県廃棄物適正管理協議会等において、市町等の意見収集を行う。

※廃棄物の排出量等の令和6年度実績値が令和8年4月頃に確定する。この実績値を用いて計画の目標値等を設定するため、計画策定は令和8年度となる。